

# 令和4年度白井市入札等監視委員会（第2回）

## 会議録

- 1 日 時 令和5年1月24日（火） 午後1時45分から
- 2 場 所 市役所3階特別会議室
- 3 出席者 宗藤委員長、三枝委員、新井委員  
板橋財政課長、佐藤主査、浅見主事
- 4 傍聴者 なし（会議非公開のため）
- 5 次 第
  - 1 開会
  - 2 令和4年度第2回会議  
議題
    - （1）令和4年度上半期分 一般競争入札契約の審査
    - （2）令和4年度上半期分 指名競争入札契約の審査
    - （3）令和4年度上半期分 随意契約の審査
    - （4）その他
  - 3 閉会

## 委員長

それでは、これより議事に入ります。

議事に入ります前に、お願いしたい事項が2点ほどございます。

1点目は質疑等がある場合は、議題ごとに事務局からの説明が終了した後に、お願いしたいと思います。

2点目は、本日の会議は時間が限られていますので、発言する際は簡潔明瞭にお願いしたいと思います。

それでは、議題1「令和4年度上半期分の一般競争入札契約の審査」につきまして、事務局から審議事案の説明をお願いいたします。

## 事務局

それでは、議題1 令和4年度上半期分の一般競争入札のうち、重点審議事案として抽出されました案件の説明をさせていただきます。

抽出にあたりいただきましたご質問への回答も併せてご説明させていただきます。

説明資料は、事前に送付させていただいた追加資料の1ページから13ページです。

それでは、説明に入らせていただきますので1ページをご覧ください。

「七次中継ポンプ場排水整備工事（R4）」について、ご説明いたします。

執行理由は、「七次中継ポンプ場内の排水整備を行うもの。」です。

入札参加資格要件等につきましては、

- ・白井市競争入札参加者適格者名簿の大分類「土木一式工事」に格付けがAからDで登録がある市内事業者

それから、資料には記載が漏れてしまったのですけれども、

- ・白井市税の滞納がなく、かつ、白井市税が不申告でない者

という要件で行いました。

入札への資格確認申請者数、入札参加者数ともに1者でした。

金額につきましては、

予定価格 税抜き4,100,000円、落札価格も税抜き4,100,000円、契約金額が税込で4,510,000円、落札率は100%です。

落札者は、大月工業（株）となります。

この案件には委員より2つご質問をいただいております。

1つ目は、「落札率100%となった原因として考えられることは何か」ということで、本件は事業者からの見積ではなく積算基準により設計しておりまして、100%となったのは偶然と思われれます。

2つ目は、「予定価格はどのように決定したのか。」ということでこちらは積算基準に基づく設計額により決定しております。

続きまして3ページ「事務用複写用紙の購入」についてご説明いたします。執行理由は、「市の業務に使用するため事務用複写用紙を購入するもの。」です。

入札参加資格要件等につきましては、1回目が

- ・名簿の大分類「文具・事務機器」中分類が「用紙類」に登録がある者
- ・地域要件は千葉県内に本店、支店又は営業所を有する者
- ・実績要件は、平成28年度から本件公告日までに国又は地方公共団体等へ事務用複写用紙を納入した実績がある者 という要件でした。

期限までに参加申請がありませんでしたので2回目の入札を行いましたが、2回目は参加資格要件の地域要件を茨城県と東京都まで広げて、実績要件をなくしたところです。

2回目の入札では入札への資格確認申請者数、入札参加者数ともに1者でした。

金額につきましては、

予定価格1回目が税抜きで3,514,150円、2回目が税抜き2,997,900円、落札価格は税抜きで2,739,600円、契約金額 税込で3,013,560円、落札率は91.38%です。

落札者は、チバビジネス（株）東葛支店です。

この案件には委員より4つご質問をいただいております。

1つ目は、「4月1日開札予定案件で申請がなかった理由、4月18日開札では申請があった理由として考えられることは」ということで、

ウクライナ情勢による物流やコスト高への影響が不透明な状況であったことが要因と考えております。

2つ目は、「4月1日開札予定案件と4月18日開札案件で変更した事項があればその内容は」ということで、

契約期間が半月短くなることから、数量を減らしております。

3つ目は、「4月1日開札から4月18日開札で予定価格を減額している理由は」ということで、

こちらも契約期間が短くなる分の数量を減らしたことによるものです。

4つ目は、「4月1日開札予定案件で申請がなかったが4月18日開札では落札に至った理由として考えられることは」ということで、

1つ目の質問への回答と重なる部分があるのですが、物流やコストへの影響について多少見通せることができたのではないかと考えております。

続きまして5ページの「公園緑地管理委託（第1号）」についてご説明いたします。

執行理由は、「誰もが快適で利用しやすい都市公園として保全を図るため、清掃及び植栽管理業務の通年管理を委託し、公共の福祉に資するもの。」です。

入札参加資格要件等につきましては、

- ・名簿の大分類「緑地管理・道路清掃」中分類が「樹木管理」「害虫防除（防除業）」に登録がある者
- ・白井市、印西市、佐倉市、四街道市、酒々井町、栄町、八千代市、船橋市、鎌ヶ谷市、柏市、我孫子市、流山市、習志野市、松戸市、市川市、浦安市に本店、支店、又は営業所を置く者。
- ・平成28年度から本件公告日までに国又は地方公共団体等が発注した公園・緑地・街路樹等の植栽剪定、薬剤防除、清掃等の管理委託を完了した実績がある者 という要件でした。

入札への資格確認申請者数、入札参加者数とも10者でした。

金額につきましては、

予定価格が税抜きで37,098,075円、落札価格は税抜きで26,117,814円、契約金額は税込で28,729,595円、落札率は70.40%。

落札者は、(有)大野造園です。

この案件には委員より1つご質問をいただいております。

応札した10者のうち、最低制限価格を上回った者は2者のみである。最低制限価格未滿を提示した8者のうち7者は同一日の他の案件を落札している。

これらの点を踏まえて、予定価格の積算の根拠及び8者が最低制限価格未滿の応札となった要因は、ということで、

公園緑地管理委託の設計につきましては、千葉県積算基準に基づいて積算しています。

千葉県積算基準は公開されている単価が多くありまして、事業者用の積算システムも多数存在しています。

この「公園緑地管理委託（第1号）」だけ、他の案件と比較しまして一部工種が異なる池及びせせらぎの浚渫工事という工種があることで、積算がしづらかったのではないかとのことです。

続きまして、7ページ 白井市高齢者等紙おむつ給付事業委託（その2）についてご

説明します。

執行理由は「在宅の要介護高齢者及び重度身体障害者の快適な日常生活の確保と家族の経済的・精神的負担の軽減を図ることを目的として、紙おむつを給付するため。」です。

入札参加資格要件等につきましては、

- ・ 適格者名簿の大分類「介護・保育」中分類「介護サービス」に登録がある者
- ・ 平成28年度から本件公告日までに、国又は地方公共団体等が発注した同種の事業の実施実績がある者 という要件でした。

入札への資格確認申請者数、入札参加者数とも1者でした。

金額は、予定価格が税抜きで10,089,550円、落札価格も税抜きで10,089,550円、契約額が税込み11,098,505円、落札率は100.00%でした。

落札者は、(株)成玉舎です。

この案件には委員より2つご質問をいただいております。

1つ目は、落札率が100%となった原因として考えられることは、とのことで、入札者が参考見積もりを徴取した事業者であり、参考見積もりの金額と同額で入札に参加した結果によるものです。

2つ目は、予定価格はどのように決定したのか、とのことで、予定価格の積算については、参考見積もりとして3者から見積もりを徴取しておりまして、その中の最低金額を予定価格としたところでした。

続きまして、9ページ 議会会議録作成業務委託についてご説明します。

執行理由は、議会定例会、臨時会会議録及び委員会等の議事の経過を記録するため、反訳から印刷製本までの業務を委託するものです。

入札参加資格要件等につきましては、

- ・ 適格者名簿の大分類「その他委託」中分類「速記・議事録作成」に登録がある者
- ・ 千葉県、東京都、神奈川県、茨城県、埼玉県内に本店、支店又は営業所を置く者。
- ・ 平成28年度から本件公告日までに、国又は地方公共団体等が発注した議会会議録作成委託を完了した実績がある者 という要件でした。

入札への資格確認申請者数、入札参加者数とも1者でした。

金額は、予定価格が税抜きで5,510,400円、落札価格も税抜き5,510,400円、契約額が税込み6,061,440円、落札率は100.00%でした。

落札者は、(株)大和速記情報センターです。

この案件には委員より2つご質問をいただいております。

1つ目は、落札率が100%となった原因として考えられることは、とのことで、複数者による参考見積のうち、1番低い価格を採用して設計価格を積算しましたが、令和4年度より議員への会議録の配布を廃止したことに伴う印刷部数の減による印刷単価が高騰したこと及び反訳に係る人件費の増加により、価格が下がらなかったためと考えます。

2つ目は、予定価格はどのように決定したのか、とのことで、複数者による参考見積のうち、1番低い価格を採用して積算しております。

続きまして、11ページ【継】道路改良工事(R4-3)についてご説明します。

執行理由は、交通環境の円滑化のため、拡幅工事を実施するものです。

入札参加資格要件等につきましては、

- ・適格者名簿の大分類「土木一式工事」に登録があり、格付けが市内・準市内事業者はAからB，県内事業者はAである者。
- ・千葉県内に本店、支店又は営業所を置く者。
- ・平成24年度から本件公告日までに、国又は地方公共団体等が発注した契約金額3,500万円以上の土木一式工事を元請けとして完了した実績がある者。 という要件でした。

入札への資格確認申請者数は4者、入札参加者数は1者でした。

金額は、予定価格が税抜きで80,840,000円、調査基準価格が税抜きで73,503,865円、失格判定基準価格が税抜きで54,367,641円です。

この案件には委員より5つご質問をいただいております。

1つ目は、総合評価方式とはどのような制度か、とのことで、

入札価格だけでなく、企業の技術力や社会的信頼性を考慮して、落札者を決定するもので価格と品質を総合的に確保する制度となっております。

2つ目は、どのような事業が対象となるのか、とのことで、設計金額が7,000万円以上の工事が対象となります。

3つ目は、事務の手順はどのように進めるのか、とのことで、大まかな説明になりますけども、まず、価格以外の評価項目の設定・内部審査を行いまして、設定した評価項目について学識者から意見聴取します。

その後入札の公告、参加申請及び参加申請者から評価項目についての資料の提出を受付まして提出された資料に基づいて各事業者を点数化し、入札・開札を行って、入札額の結果、もし該当があれば低入札調査というものを行いまして、最後に、落札決定・契約 という手順で行います。

4つ目は、調査基準価格とは何か、とのことで、入札額がこの額を下回ったら、その入札額で工事の適正な履行ができるのか、市が調査を行うこととなる基準の額になります。

具体的には以下の4項目の合計額が調査基準価格になります。

①直接工事費の97% ②共通仮設費の90%

③現場管理費の90% ④一般管理費の68%

ただし、この額が設計価格の92%を上回る場合は92%、75%を下回る場合は75%の額を適用します。

今回の案件では入札者が1者でしたが、入札額が調査基準価格を下回ったため先ほどの手順で説明した7番目の低入札調査の対象となりました。

ですが、当該入札者が調査に必要な書類を提出しなかったため失格となり、結果的に落札には至りませんでした。

5つ目は、失格判定基準価格とは何か、とのことで、価格以外の評価項目の評価結果に関わらず、入札額がこの額を下回ったら失格となる価格になります。

具体的には

直接工事費の75% 共通仮設費の70%

現場管理費の70% 一般管理費の30% の合計額が失格判定基準価格となります。

議題1についての説明は以上です。よろしく申し上げます。

委員長

ありがとうございました。事務局から説明が終わりましたが、ご意見ご質問などがございましたらご発言をお願いいたします。なお、その際には審議事案、説明の事業名をあるいはそのページ数をおっしゃっていただきたいと思います。

#### 委員

N o. 37, 38について、庁舎で使うコピー用紙の入札とお見受けしたのですけれども、こちらが令和4年4月14日からのもので手続きがN o.37が3月3日から3月10日ということで、一般論としてこんなに直近に行うものなのでしょうか。今回の件ですとN o. 37で契約に至らずN o. 38でもう一度入札することになっていますが、N o. 38は開札日が4月18日なので、コピー用紙が追加でもらえない時期という空白期間ができてしまっているように見えました。一般的にこのコピー用紙の入札というのが直近になされるものかどうなのかお伺いします。

#### 事務局

他の自治体でどうされているかわからないですけれども、白井市では例年同じようなスケジュールです。毎年度、予算要求をしまして3月下旬に議会の議決を経て予算が付きます。その予算を執行できるのが4月1日からのため、開札日が4月1日以降になって、場合によっては今回のように業務スタート時に契約ができないという状況になることはあります。

#### 委員

今回はウクライナの件でだと思うので、通常ですとそういう事態がなければ、どこかの事業者が落札するのかなとは思ってはいるのですけれども。

もう1点伺いたいのが、N o. 37とN o. 38で事業期間が約半月違っています。今回の予定価格が半月の差の割には結構大きい差が出てと思ったのですが、ウクライナ情勢も考慮して枚数を減らしたとか、そういうこともされたのでしょうか。

#### 事務局

おそらくペーパーレス化が思った以上に進んでいるところがあって、会議でタブレットを使ったり、議会でもタブレットを使っています。入札をやり直す時は設計を変えることが前提なのもありますし、ペーパーレス化も見据えてちょっと減らしたのかなとは思っています。

#### 事務局

単価は変えていなくて、A4サイズを1,900箱近くから1,560箱まで落としています。

設計を変えなきゃいけない大前提があるので、ペーパーレス化が相当進んで来ていることも見据えて、紙の在庫とかを見て変更したのかと推測されます。

委員

わかりました。ありがとうございます。

No. 71について参考見積は何者から取られたのでしょうか。

事務局

2者から取っています。

委員

今回落札された方はその2者中の1者ということでしょうか。

事務局

はい。

委員

わかりました。私から以上です。

委員

5ページ目の公園緑地管理委託について、今回、池及びせせらぎの浚渫工事という一部工種が異なるということでご説明いただきましたが、この案件は応札価格が僅差ですよ。池及びせせらぎの浚渫工事について、積算がかなり似通っていた、ただ最低制限価格より下回ったが為に、残念ながら落札できなかったということでしょうか。先程、笠井市長からもできるだけ税金を有効に活用していきたい、という話がありましたが、もう少し制限価格を低く出来るのであればした方が良かったのかなと思ったしだいです。

一方で、同じ日に複数の案件の入札があったということで、当然この地域の会社さんに幅広がってということもあるのかなと思っていますので、池及びせせらぎの浚渫工事という一部工種が異なる要因の影響がどのくらいあったのでしょうか。

事務局

例年この業務は8本出しているのですが、この池及びせせらぎの浚渫工事というのが、設計上、人力でやるという積算を昨年度まではしていました。それを今年度から機械施工という設計に変えました。そうするとその単価を確認する術が事業者にはなくて多分手探りで争っていった結果ではなかろうかと推測しています。

昨年度までやっていたものは、入札が終わって契約すれば市が何をいくらで設計していたかというのを情報公開請求すれば見れますので、事業者はそれを次の年度の積算の参考にすると思いますが、昨年度の資料を見ても池及びせせらぎの浚渫工事の機械での単価はないので、そこがちょっと計り切れなかったということではないかと思っています。

委員

わかりました。次に11ページの総合評価方式の部分について、7,000万円以上は総合評価方式を採用することになっていますが、一方でその工事の緊急度とか、色々考慮しなければならない点もあるかと思えます。今回、7,000万円以上は3件であり、そのうち1件だけ総合評価方式を選択しているということですが、工期とかを考えるとなかなか原則どおりにはいかないということなのではないでしょうか。

事務局

原則として7,000万円以上の工事と設定しているのですが、7,000万円以上の工事でも通常の一般競争入札をやっているものがありまして、イメージしやすいものとしては学校の改修工事ですと金額がかなり高くなるのですが、学校の場合は子どものいない主に夏休みの期間に集中して工事をしなければならない状況があります。総合評価方式は通常の一般競争入札よりも契約までにかかなり時間がかかってしまうので、どうしても総合評価方式にできない工事が出てきます。それを総合評価にしなくて良いかどうかという判断については、市の内部組織で入札契約審査会というのがありまして、一般競争入札でしたらこの要件で入札して良いか、指名競争入札でしたら指名事業者はこれで良いかとか審査する会があるのですが、7,000万円以上だけこういう理由で総合評価方式を活用しない、ということについてその内部組織で審査を経た上で、総合評価方式でやる、やらないっていうのを決めています。

委員

原則としてということで、例外の場合はそういう手続きを踏むことになるという理解でよいですか。

事務局

はい。

委員

わかりました。ありがとうございます。

委員

総合評価について、7,000万円以上の工事は原則として総合評価方式でやると、特別の理由がある場合は通常の方式でやる、その理解でよろしいのでしょうか。

事務局

はい。

委員

わかりました。今回の場合、入札した1者が低入札調査の該当になってそれに必要な書類を出さなかったのが契約に至らなかったということですが、低入札調査になった時に作成する書類のボリュームと作成期間が妥当なものか。「いや、この期間であれば、これだけのボリュームはちょっと無理だよ。」というような、合理的な理由が事業者の方にあったのか、あるいは事業者の方でそれだけのシビアな書類を作成するだけの内部的な状況が整っていなかったのか、気になるところなのですけれども。事業者とすれば折角なので受注したいけども、これだけの量の書類を出すのに、たかだか3日4日しかないという、いや、それは無理だよなっていうような合理的な状況はどうなのか。

#### 事務局

提出書類のボリュームにつきまして、種類の数ですと22種類です。内容としましては、積算の内訳書ですとか、その金額で入札した理由、手持ちの工事の状況ですとか、配置する予定技術者の名簿ですとか、簡単に出せるものもあれば、ちょっと時間を要するものもあるかと思えます。その書類を入札の次の日から6日目の日までに提出をしなければならない、6日目の日が休みの場合はその次の日で良い、となっています。この日数とボリュームが適正かどうかというのは判らないのですが、過去に同じ条件で提出している事業者もいるのでそんなに無理な設定ではないのかなとは思っています。

今回、調査書類を出さなかった事業者に理由を聞いていまして、低入札調査を今まで自分達がやったことがないということで、ちょっとハードルを高く感じたのかなというのが1点です。もう1点は、低入札調査の該当になりました、という連絡を受けて、会社の方でもう一度積算を精査してみたところ積算に誤りがあったという、多分そちらがメインの理由だと思うのですけれども、結果的に低入札調査の書類は出しませんということで失格となっています。

#### 委員

わかりました。多分書類の量とか日数というのは、白井市独自で決められているのではなくて、一般的な他の市とか県も同じ日数、同じようなやり方だと思いますので、それほど無茶なものではないかと思うのですが、本来であれば仕事を取りたいとあれば、忙しくても出すというのが本来の会社としてのスタンスかと思うので、出さなかったことは何かあったと思って気になりまして質問させていただきました。

#### 委員長

それでは続きまして、議題2の令和4年度上半期分の指名競争入札の審査につきまして事務局から審議事案の説明をお願いいたします。

### 議題2 令和4年度上半期 指名競争入札契約の審査について

#### 事務局

それでは、議題2 令和4年度上半期 指名競争入札契約の審査についてご説明させていただきます。資料の14ページをご覧ください。

白井市防災行政無線同報系再整備事業基本設計業務委託についてご説明します。

執行理由は「防災行政無線は昭和62年に設置、平成14、15年度の更新整備からも18年以上が経過し、老朽化が進んでいる。また、住宅環境等の変化により、情報伝達の改善を図る必要があり、無線のデジタル化等の再整備を図るため、基本設計業務の委託を実施するもの。」です。

事業者選定については、

指名事業者数は7者、指名理由は、名簿の大分類「土木関係建設コンサルタント業務」中分類「電気電子」に登録があり関東圏内において、過去10年以内に防衛省補助を受けた防災行政無線（同報系）再整備事業の設計又は施行監理業務を元請けとして受託した実績がある者を選定しています。

入札者数は7者です。

金額につきましては、

予定価格 税抜きが4,854,000円、落札価格が税抜きで135,000円、契約金額が税込で148,500円、落札率は2.78%です。

落札事業者は、株式会社エスビイデーです。

この案件には委員より4つご質問をいただいております。

1つ目は、入札額が最高額でも予定価格の約3割だが予定価格は適正だったのか、どのように積算したのか、ということで、

2者からの参考見積りにより、最低価格の方を設計額としています。

2つ目は、落札率が極端に低くなった要因は何か、ということで、実績作りを期待しコストを度外視した応札があると考えます。

また、類似業務の実績があれば設計的にも応用が利くため、より安価に業務ができるものもあると考えます。

3つ目は、落札率が2.78%と異常に低い数値となっているが、業務は十分に行われたのか、ということで

現在業務を履行している中で、委託仕様書に基づいた業務が進行されていることを確認しております。

4つ目は、業務がしっかりと行われるよう通常以上に監督管理を厳しく行っていただきたい、ということで、

月1回程度の協議の中で、業務の進捗状況等について確認をしているところです。

続きまして、16ページ 白井市空家等実態調査業務委託についてご説明します。

執行理由は「本年度見直しを予定している白井市空家等対策計画の基礎資料として、市内における空家等の実態を机上調査及び現地調査によって把握すると共に、空家所有者へ意向調査を行うことで、今後の空家等の対策を総合的かつ計画的に実施するための情報の整理を行うもの。」です。

事業者選定については、

指名事業者数は5者です。名簿の大分類「調査計画」に登録があり、白井市及び他の地方公共団体において同種業務の実績がある者を選定しました。

入札者数は4者です。

金額につきましては、

予定価格 税抜き 1,069,700 円に対し予定価格以下の入札がなく、入札不調となりました。

この案件には委員より3つご質問をいただいております。

1つ目は、入札額が最も低い額でも予定価格の3倍となっているが予定価格はどのように算出したのか、ということで、

直接人件費は算出時の最新単価を採用し、直接経費については参考見積額を参考に算出したところです。

2つ目は、調査業務の内容はどのようなものか、ということで、

机上調査 空家等候補リストの作成

現地調査の準備 現地調査票・調査マニュアルの作成

現地調査、所有者特定、意向調査、空家等台帳の作成

データベースの作成、空家等実態調査報告書の作成 となっております。

なお、入札不調となったため机上作業のみを随意契約で実施することとしております。

3つ目は、調査結果は今後どのように活用するのか、ということで、

調査結果で得た情報により、空家等の対策を総合的かつ計画的な実施に活用し、活用・

管理・除却が進まない空家等の所有者等の意識の涵養と理解増進を図るとともに、関係制度の周知により、所有者等の自主的な対応を求めてまいります。

続きまして、18ページ、【債】白井市コミュニティバス運行委託（その1）と（その2）についてご説明いたします。

執行理由は「市民の公共施設等利用の促進、高齢者等の交通弱者の足の確保及び交通不便地域の交通手段を確保し、安定的なコミュニティバスの運行を実現するとともに、コミュニティバスの更新を実施することで、安全な公共交通の継続を図るもの。」です。

事業者選定については、指名事業者数はその1、その2とも6者です。指名理由は、名簿の大分類「運搬・保管」、中分類「旅客運送」の登録、又は大分類「その他委託」、中分類「その他」に登録があり、路線バス事業のノウハウを持つ一般乗合旅客自動車運送事業者で、コミュニティバスの運行実績がある者を選定しました。

入札者数はその1、その2とも1者ずつです。

金額につきましては、

その1が予定価格税抜き219,506,712円、落札価格が税抜きで211,666,222円、契約金額が税込で220,702,910円、落札率は96.42%です。

落札事業者はちばレインボーバス(株)です。

その2は予定価格が税抜きで218,744,041円、こちらは入札不調となっております。

この案件には委員より2つご質問をいただいております。

1つ目は、応札金額の提示があったのは各々1者のみで、他の参加者のほとんどが辞退している。

この点を踏まえ、運行委託契約（その1）、（その2）について、参加者の辞退が相次いだ要因は、ということで、

辞退届によれば、辞退理由として「手持ちの仕事が多く、新規の対応が困難」「当該物件に対する技術者又は作業員の確保が困難」「交通系ICカード決済の準備が困難」等の理由を挙げておりまして、それらが辞退要因であると考えています。

2つ目は、（その2）について、2回目の応札金額が1回目を上回ったため入札不調となった後、随意契約に移行し、見積合わせの結果、1回目の応札金額を下回る金額で契約締結に至った経緯は、ということで、

事業者側が経費等を精査した結果と考えております。

議題2についての説明は以上です。よろしくお願いします。

#### 委員長

事務局からの説明がございましたが、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

#### 委員

No. 101について、事業期間が半年位あって、月1回の協議で進捗状況の確認など色々されている。落札者が栃木の小山の方ということなので、この小山の事業者が再委託みたいな形で下請けに発注してるとかそういうことでやっていらっしゃるんですかね。

それともこの方が、直接小山からやって来るのかな、というのもちよっと金額が安過ぎるものですから率直にこの方が小山からわざわざ来るとした時に経済的合理性が私の中で破綻しているように見えてしまっていて、業務がきちんと履行できているのだろうかという不安の部分もあります。再委託の話になるとこれも落札における話がちょっと変わってくるんじゃないかという気もして、把握されていればお伺いしたい。

もう1点、No. 126について、調査結果を今後どのように活用するかの質問に対する回答を踏まえた上で伺いたいのが、空家ということが確認できた際に、例えばその空家の所有者の方に、通知とかそういうことを個別にされるのですか。

もしそうだとすると、不動産の登記簿とか取るのかという話になると思うのですけれども。ただ、この事業はそういう事業なのかどうかというがわからない。

例えば、広報として空家が白井市の中にはこれだけたくさんあるので、皆さんちょっと利用方法なり、管理に関してはご注意くださいっていう注意喚起をする為の統計として取られているのか、それとも空家があった方に関しては、最近もう、空家問題っていうのは世の中に結構出ているので、個別にご連絡をされるということを念頭に置かれた事業なのか、その点を伺えれば。

#### 事務局

私の知っている限りでは、今言った2番目の理由だと思います。調べて、個別に当たっていく。どこまでやっているかはちょっとわかりませんが、白井市の空家等対策協議会という会がありますので、多分個人情報とか相当関わってくるので、なかなか私達が見ることはできないですけれども、そういうところでどうして行くかは、個々個別にやっているのだと。もちろん全体の数量を把握して政策的に活用するってこともありましようし、個別に対応するっていうのもあります。

#### 委員

わかりました。以上です。ありがとうございました。

委員

No. 101の15ページに2者からの参考見積もりにより最低価格を設計価格としていますが、この2者は応札されなかったのでしょうか。1番高い会社でもビーム設計計画の1,696,000円で参考見積より大幅に低い応札価格になっている。

一方で、カスタマイズというか、いわゆる汎用的なものを上手く使うことによって、ってことなののでしょうか。どういう状況でこの最低制限価格よりも応札された方々は皆低い価格を提示されているのか、1つ素朴な疑問としてありましたのでお教えいただければと思います。

事務局

参考見積を取った2者については指名事業者の中には入っていますが、落札者ではない、別の事業者です。にしてもかなり安いのですけれども、こちらにつきましては2番目の質問の回答の類似業務の実績があれば応用が利くというところで、おそらく参考見積ではそれを考慮せずに一般的な価格で出していて、実際の見積りに当たっては自分達に過去そういった業務があれば低くできる場所があるので、それを低くした結果ではないかな、と思っております。

委員

わかりました。

事務局

先ほどの質問について担当の方に確認したところ、埼玉の方に営業所がございまして、その埼玉の営業所からこちらにこの会社の担当者が来て協議をする場合もあれば、栃木の本社から来て打ち合わせを行ったり、分析に当たったりすることもあるそうで、再委託先であるとかそういうことではありません。

委員

わかりました。

事務局

おそらく実績作りなのかなと。

委員

No. 126の案件で、最低でも予定価格の3倍になっていることに関しまして、人件費は最新単価を採用し、経費は見積書を参考に、と回答いただいておりますが、例えば空家が100戸あった時に、人件費は市の歩掛では20人かかるんだという想定に対していや会社では60人かかるんだと、そうなったらいくら人件費の最新単価を使った

としても、そのギャップがあれば当然3倍になってしまうわけなのですが、多分そういうところが今回あるのではないかなと推察いたします。

事務局

入札の話ではないのかな、とは思いますが、設計の話かなと思いますけども、私財政課でやってますので、予算編成もやってますので、予算編成の際にはその辺も注意して行きたいと思います。

委員

もう1点、数値の指摘になるのですが、18ページの一番下の金額の所 No. 136 に関しまして、設計金額、予定価格ともに税込みで220,702,910円となっておりますけど、多分これは間違いで228,908,000が正しいかなと思います。

事務局

すみません、間違いです。申し訳ございません。失礼しました。

委員

ですよね、228,908の数値がここに来る。  
すみません、そこを指摘だけしました。

事務局

ありがとうございます。直しておきます。

委員

コミュニティバスの関係でお聞きしたいのですが、コミュニティバスは地域の足として非常に重要だと理解してまして、千葉ニュータウンでも白井の梨の騎手のデザインのバスはよく見かけます。質問は、今までも千葉レインボーバスさんと、船橋新京成バスさんがずっと運行して、今回も更新になったという理解でよろしいのですか。

事務局

その2者がそれぞれのルートを受けてくれていまして、契約期間が終わるので入札をかけたという形になります。

委員

結果として、落札して契約を結ばれた会社は、また同じということですね。

事務局

そうです。

委員

わかりました。

委員

バスはこれから5年間の長期契約になる。従来は1年だったと。

事務局

バスの製作が間に合わなくなって、本当は令和4年4月から新しいバスで走らせようとしたのですが、契約する準備がちょっと間に合わなかった。バスを作るのに1年位かかるみたいなので、令和4年4月は1年間だけ随契で延ばしました。

今、現状は、日野自動車がちょっと事故というか事件を起こしてバスが作れない状況になっていて、おそらく令和5年度、今度の4月からも今のバスを随契で走らせて、バスができしだい新しいバスを走らせるというようなスケジュールで市としては動いています。この契約が令和5年4月1日からとなっていますけど、令和5年4月1日にバスが入って来ないのは確実にになりましたので、今のところは12月末まで入って来ないと見込んでいまして、この契約も10ヶ月位延ばそうということでやっております。バスを作ってくれないことには先に進まない、止むを得ない、どうしようもないので。

委員長

それでは続きまして議題3 令和4年度上半期分の随意契約の審査につきまして事務局から審議事案の説明をお願いいたします。

### 令和4年度上半期分の随意契約の審査について

議題3 令和4年度上半期分の随意契約の審査についてご説明します。

20ページをご覧ください。【債】白井市地域包括支援センター（白井中央地域包括支援センター・白井駅前地域包括支援センター・西白井駅前地域包括支援センター）業務委託についてご説明します。

執行理由は「平成29年4月から委託している白井駅前地域包括支援センター及び西白井駅前地域包括支援センターの委託期間が令和3年度をもって満了するため、引き続き令和4年度からの運営を委託する法人を選定するもの。

また、同年度からは市直営センターの担当する圏域を新たに白井中央地域包括支援センターとして委託するため、当該センターの運営を委託する法人を選定するもの。」です。

随意契約及び事業者選定理由は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当とし、

地域包括支援センターは、高齢者との密接なつながりを持ちながら、高齢者や家族等

を支えていく中核機関であることから、本市の状況を踏まえた業務内容と実施体制について、事業者からの提案や理解度が期待できるプロポーザル方式により選定したい、ということでプロポーザルを実施しています。

参加者数は各センターそれぞれ1者で、うち1つの事業者が2センター分を契約しています。

それから、申し訳ございませんが、資料の内容に一部修正がございます。

資料の4番で手続きの経過の欄の見積書の依頼年月日と提出期限のところなのですが、けれども、「市の提示額での契約の為、見積書提出なし」とあるのですが、こちらが誤っておりまして、3つのセンターの内1つのセンターについては10月29日、残りの2つのセンターについては11月11日に見積書が出されております。協議の中で見積もりを依頼したようで依頼日が明確にわかる資料については、確認できませんでした。

それから、5番目の金額の契約金額の欄の下に※印が2つあるのですが、これが正しくは「当初の設計金額から、市が負担することとなった額を除いた額に対して提出された見積額で契約となった」ので、市が負担することになった額を除いた額そのままの契約ではなくて、事業者でそれぞれ精査して頂いた額が記載されております。言葉が抜けておりました。申し訳ございませんでした。

この案件には委員から3つご質問をいただいております。

1つ目は、業務の内容ということで、

地域包括支援センターは、介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者やその家族の生活を支援するため、総合相談支援業務、権利擁護業務、介護予防ケアマネジメント業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務を行っており、地域包括支援センター業務全般の業務を委託するものです。

2つ目が、プロポーザルを行っているが、どのような過程を経て契約に至ったのかということで、

センターごとに公募による募集を行ったところ、各センターとも社会福祉法人1者から参加申込があり、応募書類の審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査を実施し、受託候補者を選定しました。

その後、詳細な委託仕様等を協議し、契約を締結しております。

3つ目は、高額な契約だが、契約期間はどの程度か、ということで契約期間は、5年間を予定しています。

続きまして22ページ【債】白井市保険年金課窓口等業務委託についてご説明します。

執行理由は「窓口業務の一部を民間事業者に委託することによって、窓口等業務における事務の効率化と安定した利用者サービスの提供が可能となり、常時安定した保険年

金課の業務運営を図るため委託するもの。」です。

随意契約理由及び事業者選定理由は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当とし、

保険年金課における窓口等業務は、国民健康保険、後期高齢者医療、及び国民年金に係る多様な業務を行うものであり、専門的な知識を有した従事職員が市民との対応をすることから、単に価格によって選定する方法ではなく、会社の組織体制・取組方針・従事職員のシフト体制・経験・知識・待遇等を各事業者からの提案書に基づき聞き取りをしながら、総合的に判断し、優れた事業者を選定する公募型プロポーザル方式を採用するものです。

参加者数は4者、金額は、設計金額が税抜きで159,815,455円  
契約金額が税抜きで144,873,000円、落札率は90.65%でした。

契約の相手方は、日本環境マネジメント（株）千葉支社です。

この案件には委員から3つご質問をいただいております。

1つ目は、総合評価方式もある一般競争入札又は指名競争入札ではなく、プロポーザルによる随意契約を採用している。

この点を踏まえ、プロポーザルによる随意契約を採用した理由は、ということで、業務委託の内容は主に窓口業務ですが、プロポーザルの実施により、各事業者独自の窓口業務における専門的な技術や知識を導入することできるため、業務効率及び業務経費の低減が図れることから各事業者が提案するプロポーザル方式を採用しました。

2つ目は、プロポーザルに応募した者の数は、ということで、応募は5者でしたが、応募条件に適合していない事業者が1事業者あったため、プロポーザルは4者で実施しております。

3つ目は、どのような点を評価して選定したのか、ということで各事業者が提案する「業務体制」「業務遂行能力」「業務の独自性」「業務管理」「見積額」の全てにおいて評価項目として選定しました。

続きまして、24ページ、白井市コミュニティバス運行委託（その1）と（その2）について説明します。

執行理由は「高齢者等の交通弱者及び交通不便地域の方々の交通手段の確保並びに市民の公共施設等の利用を促進し市民の福祉の向上を図るため、コミュニティバス運行を

委託するもの。」です。

随意契約及び事業者選定理由は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号に該当とし、

2号の理由としては、本業務は道路運送法に定める一般乗合旅客自動車運送事業を営む事業者等に委託する必要があることや、契約期間が8ヶ月間と短く、その期間中にバス車両の導入や乗務員の確保等の体制の整備を求めると事業者の負担が大きくなるため、現行のコミュニティバス車両を利用することが効果的であることから、コミュニティバスを所有する事業者を選定しました。

6号の理由としては、利用者の利便性に不可欠なPASMO等のICカードを既に取り扱っていることや、運行管理体制が既に整備されている事業者を選定することで、経費の削減が確保できることから競争入札に付することが不利と認められたため、現契約履行中の事業者を選定したものです。

落札率はその1が100%、その2が99.87%でした。

この案件には委員から3つご質問をいただいております。

指名競争入札の対象とせず別に締結した理由と債務負担行為による契約外とした理由は、ということで、

先ほどの随意契約とした理由と重なってしまうのですが、本業務は道路運送法に定める一般乗合旅客自動車運送事業を営む事業者等に委託する必要があることや、契約期間が8ヶ月間と短く、その期間中にバス車両の導入や乗務員の確保等の体制の整備を求めると事業者の負担が大きくなるため、現行のコミュニティバス車両を利用することが効果的であることから、コミュニティバスを所有する事業者を選定しました。また、利用者の利便性に不可欠なPASMO等ICカードを既に取り扱っていることや、運行管理体制が既に整備されている事業者を選定することで、経費の削減が確保できることから競争入札に付することが不利と認められるため、現契約履行中の事業者を選定したものです。

最後に、26ページ、中心都市拠点づくり基礎検討業務委託についてご説明します。

執行理由は「第5次総合計画後期基本計画に基づいて、コンパクトでにぎわいのある中心都市拠点づくりを進めるため、中心都市拠点における現状や課題、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会経済情勢の変化等を踏まえて、今後の中心都市拠点に求められる機能や役割を整理し、定住人口や交流人口の増加、にぎわいの創出に資する拠点形成に向けた方針を明らかにするため委託するもの。」です。

随意契約理由及び事業者選定理由は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当とし、

本業務は、中心都市拠点のコンセプトや目指すべき方向性など、拠点形成の方針を多角的に検討するものであることから、検討手法や検討項目をはじめ、今後の進め方や官民連携のあり方などを自由な発想でプロポーザルによる提案を受け、契約相手を特定したいためプロポーザル方式とするものです。

参加者数は7者、金額は、設計金額が税抜きで8,954,546円  
契約金額は税抜きで8,500,000円、落札率は94.92%です。

契約の相手方は、(株)URリンクージ千葉事務所です。

この案件には委員から3つご質問をいただいております。

1つ目は、プロポーザル方式を採用した理由は、ということで、

本業務は、中心都市拠点のコンセプトや目指すべき方向性など、拠点形成の方針を多角的に検討するものであることから、検討手法や検討項目をはじめ、今後の進め方や官民連携のあり方など自由な発想で提案を受け、契約相手を特定したいためプロポーザル方式を採用しました。

2つ目は、参加事業者、審査経緯はどのような状況か、ということで、

参加申込みが7者いまして、うち2者辞退しています。第1次審査提案書等が5者から提出されまして、令和4年5月25日及び5月27日に白井市中心都市拠点づくり基礎検討業務委託公募型プロポーザル選定委員会において、業務提案書及びプレゼンテーション等に対する第2次審査を行い、第1次審査と第2次審査の評価点を集計した結果、6月2日に最優秀者を受注予定者として選定しました。

3つ目は、基礎検討業務に続き、継続して今後関連業務はあるのか、ということで、令和4年度に実施している中心都市拠点基礎検討業務の成果を基に、令和5年度は中心都市拠点構想の策定に向けた検討業務を行う予定です。

説明は以上です。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

委員長

ありがとうございました。事務局からの説明は以上でございますが、ご意見ご質問等がありましたら、ご発言をお願いいたします。

## 委員

No. 66について、プロポーザル方式で参加がそれぞれ1者ずつということかと思うのですが、センターというのが元々存在していて、従前こちらの事業者が対応されていて、その事業者が入札されるとそういう経緯になるのですかね。

## 事務局

中央は、今回が初めてです。

他は従前からやっていて、前回もここだったかはちょっと判らないですけども、そんなに多くの参加者があると想定はされない。やれるところが限られているので、同じ事業者がやっているかどうかは申し訳ございません、ちょっと時間をいただいて。

## 委員

参加者が1者ということだったのでそうなのかなと。私からは以上です。

## 委員

私もその点は同じような感想を持ちまして、継続的にやっていただくのは業務が円滑に回っている分には全然問題ないと思うのですが、一方でやはり5年、10年、15年、とずっと続くことが本当に良いのかどうか。その辺についての目安とかあるのでしょうか。そういう目安は設けてないのでプロポーザル方式で毎回、期限が来た段階で提案を受けて選定し、その結果として1者ということになるのか、どのように理解すればよいのでしょうか。

## 事務局

おそらく、何年かでローテーションするってことはやっていないと思います。出先機関のセンターの指定管理者とかってこれは別なのですが、指定管理者に民間委託している場合については、全部を同じところが取らないように配慮していますが、この包括地域センターについては私はちょっと聞いたことがないので。今委員がおっしゃったことはごもっともなことで、他の業務もあると思うのですが、良い面もあるし、悪い面もあるので、そこについては市の内部でも入札検討委員会とかで。

ただ昨年やっていたところが駄目っていう、公募型プロポーザルで今までの事業者は駄目っていう要件を設けるのは厳しいのかもしれないですね。そうするとやっぱり、公募型で出てきた事業者で戦ってもらうって言うと、白井市規模だと中々いっぱい出てくるのが難しいというのが実情かと思われまます。

## 事務局

先程の従前から同じ事業者がというところなのですけども、前回5年間の契約をしまして、契約の相手方はやはり今回の事業者と同じになっています。

公募型プロポーザルですので、応募していただければ審査して結果によっては事業

者が変わるってこともあるのですが、応募の資格を満たしているであろうという事業者としては、市側としては6者見込んでいましたが、実際の応募は今までやっていた2者しかなく、その事業者がそのまま決まっているといった状況になります。

委員

No.108について、日本環境マネジメント株式会社は今までもこのような窓口等の業務の実績があり、プロポーザルの中では過去の運営実績が判断材料になって選定したと、そういう理解でよろしいのでしょうか。

事務局

要件確認しますのでお待ちください。

委員

私が質問した趣旨は、日本環境マネジメントは、メインの業務は他にあって、これも行っている事業者かなと思ったことによります。

事務局

このプロポーザルに申込みするには、こういう資格がないと駄目ですよっていうのがあるのですけれども、その要件の中で、過去5か年度に国又は地方公共団体等の窓口または事務補助の業務委託の受注実績があることと、それから業務責任者を置くことになっているのですけれども、その業務責任者は国又は地方公共団体等の国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金業務のいずれかの窓口又は事務補助を継続して1年以上の実務経験がある者。といった要件を付けていますのでこの会社についてもメインの業務でないかもしれませんが、資格としては満たしていると思います。

委員

わかりました。ありがとうございました。

委員

No. 108について、こういう国民健康保険とか、後期高齢者とかそういう窓口での市民との対応業務を、全て市の職員の方がやっておられるものとばかり思っていたのですが、これを見ますとかなり事務の専門性が相当高いのだろうなと。そうすると市の職員がローテーションで何十年もそこに同じ方が就くってわけにはいかないでしょうから、そうすると専門の民間の委託になるのかなと、この資料からそう読み取ったのですが、従前白井市ではずっと同じようなこういった業務の窓口は民間の専門性のところに委託してきたのか、それはどうなのかというのと、周辺の市でも同じように専門性の高い業務は民間に委託されているのが多いのかというのを、お分かりになれば教えていただければと思います。

## 事務局

この業務を入れたのが平成25年です。私は人事にいまして、職員採用がなかなかできないというか、定員を抑えていかなきゃいけないということで、アウトソーシングをして行くっていう流れがあって国保年金課の窓口業務っていうのをやりました。

もちろん専門性を、なかなかそういう職員を育てていくのも時間がかかるので。ただ25までは自前でやっていたということです。他市においてもおそらく、こういうのを見て真似していますので、例えば印西市だと住民票の発行業務の一部門委託したりしているかと思えますので、窓口業務、比較的単純というか、専門性があって同じ事を繰り返す窓口業務については、比較的民間委託が進んで来ている状況です。

ただ公務員じゃなきゃできない業務も当然ありますので、そこはなかなか地方自治法上できないっていうのもございます。ちょっと回答になっているかどうかわかりませんが、そういう状況ではございます。以上です。

## 委員

No. 119について、今回5者がプロポーザルに参加されて右側の質問の2つ目を見ますと、一次審査、二次審査と書いてございますけども、できれば一次審査でこういう視点からこういう項目の点数付けというのでしょうか、審査いたしました。二次審査では、選定委員会でこういう審査いたしました、とかその辺の説明をしていただければ、もうちょっと審査経緯がわかるので今の時点でお分かりになればご説明いただければと思います。

## 事務局

一次審査が書類の審査でして、事業者から提出された書類に基づいて業務の実施体制、評価の視点としては技術者と実務担当者の業務実績、それから事業者の業務実績、この2項目について書類上での点数化をしております。

二次審査がプレゼンテーションになりまして、まずは実施方針として業務の背景、目的、条件、内容等を十分理解した実施方針が示されているか。次に手順として実施手順が効率的且つ実現可能であるか、それから業務遂行に十分な体制が確保されているか、それから適格性としまして着眼点が論理的に整理され業務目的との整合性が図られた提案内容となっているか、など大きい項目でいきますと地域性とか、実現性、企画力、創造性、プレゼンテーション、最後に見積額、こういったものを第二次審査で評価をしまして点数化をしております。

## 委員

ありがとうございました。良くわかりました。私からは以上でございます。

## 委員長

議題の1, 2, 3の一般競争、指名競争、随時契約に關しましての審議の説明、やり取りは終わったかと思えますけども、その他入札契約全般につきましてご意見ご質問等がございましたらご発言いただければと思います。

委員

特にございません。

委員

ウクライナ情勢や円安の状況で今かなり物価が上がってきており、オイル価格は今後どのようになるかわかりませんが、これから春闘を経て賃金も上げ、日本の活力を高めていこうとしていると思います。そうした場合に先程の予定価格については、国からこういう形でというものがあり、それに基づいて行う形になるのか、やはりこの地域の活性化っていうことを考えて白井市独自で何か別途、基準を設定していこうというお考えもあるのか伺いたい。

事務局

国から労務単価とかが改正され、大体3月位になって来るのかな、年度末になると入ってきますのでそれに基づいて、入札に間に合えば労務単価を変えて出す時もありますし、間に合わない場合は契約後、労務単価を調整しますが、希望はありませんかって事業者にはお知らせしていて、工事費、契約額上げて欲しいと、労務単価上がった分上げて欲しいっていう要請があればうちの課と担当課を交えて、本当にそれが正しい労務単価なのかってことを積算し直して契約金額引き上げることは例年やっています。

白井市独自でというのは白井市だけでは算定しきれないので、千葉県とか、国の労務単価を利用して市としては適正な価格を維持しているというところになります。

委員

そうすると例えば期間が1年であればよいのですが、先程のコミュニティバスのような5年間などの長期契約になりますと事業者としても当初想定していた前提条件とはかなり変わってくるので、安定的に運営する為には金額を見直ししてくれないかというお話があるのではないかと思いますがいかがですか。

事務局

大体白井市としては、最長5年位の契約が多くなっております。契約の中にインフレ条項とか入っていますので、申し出があればその中で対応していくことは過去に何度かあります。なかなか今ここ数年は比較的安定していたので、私達はそんなには経験がないかも知れませんが、委員がおっしゃるとおりここ2,3年は上がって来るので、特に電気代は上がってきたので、電気代は契約見直ししてくれっというのも昨年

6月にあったりしたので、また来年はもうちょっと増えて来るなど。いいのか悪いのかどうかわからないですけど、備えておかなきゃいけないなと思っております。

委員

わかりました。ありがとうございます。

委員長

それでは次に、令和4年度上半期分の入札契約及び随意契約につきまして市長への不適切な点、改善点として報告することはありますでしょうか、  
ないということでもよろしいでしょうか

事務局

ありがとうございます。

委員長

続きまして、その他について事務局の方から何かございますでしょうか。

事務局

次回の会議なのですけれども、例年7月に開催することになっております。またメールで日程調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

委員長

本日予定しています次第、全て終了とさせていただきたいと思っておりますので以上を持ちまして、本日の白井市入札等監視委員会を終了といたします。本日はありがとうございました。